

## 懲罰賠償関連の不正競争防止法、特許法改正法律の主要改正事項

### 1. 懲罰的損害賠償改正事項

- 営業秘密および特許権・専用実施権の侵害行為が故意的な場合、損害額の3倍以内で損害賠償額を認定可能
- 損害額の増額時の、侵害者の優越的地位の有無、故意の程度、侵害の期間・回数、侵害による被害の程度など、計8つの考慮事項
  1. 侵害行為を行った者の優越的地位の有無
  2. 故意又は損害発生の憂慮を認識した程度
  3. 侵害行為により、営業秘密保有者が被った被害の規模
  4. 侵害行為により、侵害者が得た経済的利益
  5. 侵害行為の期間・回数など
  6. 侵害行為による罰金
  7. 侵害行為を行った者の財産状態
  8. 侵害行為を行った者の被害救済努力の程度

### 2. その他の特許法改正事項

- 実施工料賠償金額の判断基準の変更
  - 損害額の算定時に、「通常的に」受けられる金額を「合理的に」受けられる金額に変更して、損害額の算定範囲拡大の基盤を設ける。
  - 韓国の法院の実施工率（約2%～5%）は、米国（13.1%）に比べて低い。
- 特許権侵害者の立証責任の転換
  - 訴訟において特許権者が具体的な侵害行為を提示すれば、被告が自身の具体的な行為態様を提示して否認するよう義務付ける。
  - 製造方法は被告の工場で侵害が行われるため、特許権者が直接立証することが不可能である。

※2016年改正特許法に、秘密審理の手続などを導入して営業秘密公開のリスクを解消

現行		改正後	
原告主張	被告主張	原告主張	被告主張
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原告の特許発明は、特許原簿上の請求項と同一に構成されているが、被告が製造した機器は登録原簿上に記載された原告の特許発明 A、B、C、…Z（請求項全体）の方法で製造されたため、原告の特許権を侵害した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被告は原告が主張する方法で製造したことがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原告の特許発明は、登録原簿に記載されているとおり、A、B、C の方法で構成されており、被告が製造した機器は、原告の特許発明 A、B、C の方法で製造されたため、原告の特許を侵害した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被告は原告が主張することとは異なる A、B、D の方法で被告の製品を製造した</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原告は被告の侵害行為に対して具体的に立証しなければならない負担がある反面、被告は続けて否認しながら、資料提出を拒否すれば、事実上、原告は侵害行為を立証する方法がない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被告が自ら製造方法を明らかにしたため、原告の製造方法（A、B、C）と被告の製造方法（A、B、D）が同一であるかの審理を行い、被告は自身の主張を立証するために証拠を提出するため、原告の立証負担は相当緩和される</li> </ul>	



### 3. その他の不正競争防止法改正事項

- 営業秘密の秘密管理性の要件の緩和
- 厳しい秘密管理性の要件による中小企業の立証負担を緩和するために「合理的な努力」を削除  
※「合理的な努力により秘密として維持された」→「秘密として管理された」
- 刑事処分対象の明確化 ((1) 指定された場所の外に流出、(2) 返還・削除の要求に応じない、(3) 不正な方法で取得、(4) 違法流出された営業秘密の再取得・使用)
- 罪刑法定主義に基づいて営業秘密侵害の類型を明確に規定する必要がある。
- 営業秘密侵害罪の罰則の強化
  - 懲役（国内：5年→10年、国外：10年→15年）
  - 罰金上限額の強化（国内：5千万ウォン→5億ウォン、国外：1億ウォン→15億ウォン）
- 営業秘密侵害行為の予備陰謀罪の罰金の強化（国外：2千万ウォン→3千万ウォン、国内：1千万ウォン→2千万ウォン）
- 法定刑の整備基準（1年→1千万ウォン）に適合する改正であり、産業技術流出防止法と同一水準（国外：3千万ウォン、国内：2千万ウォン）に強化

区分		改正前	改正後
特許法	損害賠償	損害賠償額 1 倍	⇒ 損害賠償額最大 3 倍
	実施料	通常的な実施料	⇒ 合理的な実施料
	侵害行為立証	原告が被告の製造行為の全てを立証	⇒ 被告も自身の製造行為を立証
不正競争防止法	損害賠償	損害賠償額 1 倍	⇒ 損害賠償額最大 3 倍
	営業秘密認定要件	合理的な努力により、秘密として維持された	⇒ 秘密として管理された
	刑事处罚対象拡大	なし	⇒ (新設) (1) 指定された場所の外に流出、(2) 返還・削除の要求に応じない、(3) 不正な方法で取得、(4) 違法流出された営業秘密の再取得・使用
	刑事处罚	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 懲役 (国内 : 5 年、国外 : 10 年)</li> <li>- 罰金上限額 (国内 : 5 千万ウォン、国外 : 1 億ウォン)</li> <li>- 営業秘密侵害行為予備陰謀罪罰金 (国外 : 2 千万ウォン、国内 : 1 千万ウォン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 懲役 (国内 : 10 年、国外 : 15 年)</li> <li>- 罰金上限額 (国内 : 5 億ウォン、国外 : 15 億ウォン)</li> <li>- 営業秘密侵害行為予備陰謀罪罰金 (国外 : 3 千万ウォン、国内 : 2 千万ウォン)</li> </ul>